飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年5月14日提出

提出者 飯田市議会議会運営委員会 委員長 村松 まり子

記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

飯田市議会委員会条例(昭和44年飯田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く。)は」の次に「、予算決算委員会の委員のほか」を加え、同条第2項第1号イ、第2号イ及び第3号イ中「所管」を「所管 次に掲げる事項(予算及び決算に関する事項を除く。)」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 予算決算委員会
 - ア 委員の定数 22人
 - イ 所管 予算及び決算に関する事項

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年5月14日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、施行日前に各常任委員会に付託された事件については、 当該事件を付託された常任委員会の所管とする。ただし、当該事件のうち、施行日以後改めて 各常任委員会に付託されるものについては、この限りでない。